

未払残業代を一括支給する場合

Q : 今年になって、去年までの残業に未払いがあることが判明しました。一括支給する予定ですが、この支給分は今年の給与として扱えばいいのでしょうか？

A : 原則として、本来支給すべきであった年分の所得として取り扱います。

【解説】

給与がいつの年分の所得になるかは、その給与の収入金額の収入すべき時期により判断しますが、その給与の収入すべき時期は、次によることとされています。

- ① 契約又は慣習により支給日が定められている給与については、その支給日。支給日が定められていない給与については、実際に支給された日
- ② 役員賞与で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その決議があった日。ただし、その決議が支給する金額の総額を定めるとどまり、各役員ごとの具体的な支給金額を定められていない場合は、その支給金額が具体的に定められた日
- ③ 給与規程の改定が過去にさかのぼって実施されたため過去の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与でその支給日が定められているものについてはその支給日。定められていないものについてはその改定の効力が生じた日

残業代は、通常支給日が定められていますので、①によりその支給日が収入すべき時期となります。

